

平成25年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について  
函館市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例  
(函館市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 函館市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年函館市条例第7号)第1条
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年函館市条例第28号)第9条の2第2号
- (3) 函館市福祉事務所設置条例(昭和48年函館市条例第52号)第3条第4号
- (4) はこだて療育・自立支援センター条例(平成23年函館市条例第42号)第4条第1項第3号  
(函館市総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 函館市総合福祉センター条例(平成5年函館市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の一部改正に伴い規定を整備するため